

会 議 録

I 附属機関等の会議の名称

松川町自治体経営審議会(第 3 期/第 1 回)

II 開催日時

平成 21 年 10 月 29 日(木) 午後 7 時 00 分から午後 8 時 30 分まで

III 開催場所

松川町役場 2 階協議会室

IV 出席者氏名

荻原正義委員、尾曾元広委員、久保田志げ子委員、近藤保穂委員、佐藤和仁委員
原文子委員、宮下彰委員、宮下繁委員、吉田豊委員、米沢正幸委員
松下義明副町長、吉沢澄久総務課長、片桐雅彦企画財政係長、宮下祥司主査

V 議題(公開)

- ・正副会長の選任について
- ・今後の審議内容について
- ・行政評価第三者評価(試行)について
- ・職員数適正化計画の見直しについて

VI 非公開の理由(会議を非公開とした場合)

—

VII 傍聴人の数

0 人

VIII 会議資料の名称

- ・松川町自治体経営審議会設置条例[事前配布]
- ・自治体経営審議会委員名簿["]
- ・自治体経営改革プランの進捗状況について["]
- ・行政評価第三者評価試行要綱["]
- ・職員数適正化計画(平成 22~26 年度)未定稿["]
- ・行政評価ガイドブック(改定案)[当日配布]
- ・平成 21 年度第三者評価対象一覧["]

IX 審議の概要

1 開会（事務局）

2 挨拶（副町長）

3 議事

(1) 正副会長の選任について

互選により、荻原正義会長、尾曾元広副会長を選任
正副会長挨拶
副町長退席

(2) 今後の審議内容について

（事務局）

自治体経営審議会条例第 2 条に基づく所掌事務として、「自治体経営改革プラン進捗状況及び次期プラン策定に対する助言勧告」「行政評価第三者評価」「個別改革項目に対する助言勧告等」を審議いただきたい。

（委員）

オブジェクト(対象)は誰が決めるのか。また、2 期までの審議会では、改革項目の費用対効果など詳細についても議論しているのか。

（事務局）

オブジェクトは町長が決める。また、2 期まででは改革項目に記載された実施内容が達成されたか否かについてまでで、費用対効果までは議論していない。

（委員）

改革項目の取組内容について、どの程度まで踏み込んだ評価を求めるのか。

（委員）

例えば、「1(1)⑥ボランティア団体や NPO などへの支援」では、ボランティア団体には補助があるが、NPO には何も支援が無い。

（事務局）

改革項目については、記載内容の達成状況までとし、個別事務事業の費用対効果等については、行政評価第三者評価によるものとしたい。

(3) 行政評価第三者評価について

事務局より説明

（事務局）

具体的な説明は、次回審議会において各担当者より行いたい。説明資料はできる限り事前に送付する。

（委員）

内部評価者自身が評価対象を選定することとなると、成果の良いものばかりが対象となる可能性はないか。そうならないためにも審議会からの希望が活かされるようでないかと拙い。

また、今回の対象事業を見ると総務課 2 件産業振興課 2 件とバランスが悪い。例えば各課 1 つにするなどした方が良いのではないか。

(事務局)

第三者評価は初めての試みであり、また、これまでの審議会においても「委員の全く知らない事業を評価するのは困難ではないか」といった意見もあったことから、一般的によく知られている事務事業の中から適当と思われるものを抽出した。

尚、試行要綱では、審議会が希望する事業についてもできる限り対象とするよう規定している。

(委員)

ボランティア団体や NPO などへの支援や保育所運営について加えてはどうか。

(事務局)

ボランティア団体や NPO などへの支援については対象とすることは可能である。ただし、他の附属機関等の権限と重複する事務事業は対象としない方針である。

(4) 職員数適正化計画の見直しについて

事務局より説明

(事務局)

H21 実績で目標を達成している改革項目であるが、1 年前倒しで見直しを行う必要性が出てきたため、検討にあたり意見を求めたい。

(委員)

臨時職員賃金や委託料などを含めた実質的な総人件費の推移や高森町との比較について資料を示してもらいたい。

(事務局)

次回までに提示する。

(委員)

計画期間の 5 年間は長いと思うので、柔軟な計画であった方がよい。また、人口構成の推移と比較するようなことも必要ではないか。

(委員)

最近成立した労働契約法やパートタイム労働法の改正などについても考慮したほうがよい。

(委員)

再雇用職員には、ノウハウの活用に加え、「後継者の育成」という点についても能力を発揮してもらおうよう位置付けた方がよい。

(5) その他

次回会議は、11 月 16 日(月)とし、次回以降の会議時間は、午後 7 時 30 分から午後 9 時までとする。

4 閉会 (副会長)